

教育に関する事務の点検及び評価報告書
(平成22年度・実施施策)

平成23年12月

久御山町教育委員会

教育に関する事務の点検及び評価報告書目次

1	はじめに	2
2	教育委員会の点検・評価について	2
3	評価の項目	3
4	外部評価	3
5	施策の点検及び評価の結果	
	久御山町教育委員会 施策・事務事業一覧表	5
	(1) 就学前教育の充実	8
	(2) 学力の充実・向上	10
	(3) 教育内容の充実	12
	(4) 教育施設・環境の整備	14
	(5) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	16
	(6) 青少年の健全育成	18
	(7) 生涯学習の推進	20
	(8) スポーツ活動の振興	22
	(9) 歴史文化の継承と活用	24
	(10) 人権・平和教育の推進	26
	(11) 男女共同参画社会の実現	28
	(12) 子育て支援の充実	30
6	学識経験者の知見の活用（外部評価）	32
7	資料	36

1 はじめに

地方公共団体は、人口減少（少子化）や超高齢化の急速な進行、景気低迷による税収鈍化、本格化する地方分権型社会や市町村合併、指定管理者制度をはじめとした「官から民へ」の流れ、また、高度化・多様化する住民ニーズなど、さまざまな情勢の変化による対応が求められています。

こうした社会情勢にあって、本町では平成 19 年 9 月に市町村合併については、当分の間は合併をしないとした方向性を示すなかで、強固で持続可能な行財政基盤の構築を図っていくこととしたところです。

今後においては、持続可能な行財政運営を行うため、無駄な歳出を削減し、さらなる行政のスリム化を図るなかで質の高い住民サービスを行う必要があります。そのために、「久御山町第 3 次行政改革大綱」及び「久御山町集中改革プラン」に掲げている改革プログラムの確実な実行に努めていかなければなりません。

集中改革プランにおいては、改革プログラムの一つとして、事務事業の再編・整理、廃止・統合を行っていくこととし、その手法として『行政評価』の導入を掲げています。

『行政評価』とは、行政の仕事の現状と成果を確認・分析し、改善・改革を図るための仕組みとなるものです。従来は、行政では予算編成（Plan）を重視し、事業実施（Do）後においては、決算などを十分にチェックすることが少なかったと考えられます。そこで、事業を Plan（計画・予算）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）の流れで捉え、実施結果をその計画に基づき評価し、以後の改善に結びつけようとする PDCA サイクルという考え方があります。

行政評価の取り組みは、これまでの Plan－Do 偏重の行財政運営から Check と Action の機能をより充実させ次の Plan に結びつける、行財政運営システムを改革するための取り組みです。

2 教育委員会の点検・評価について

先述の取り組みの中、平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表し、また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっています。

このような中、平成 20 年度から必要となった教育委員会の調査及び評価については、久御山町第 4 次総合計画の施策体系に基づき、中長期的な視点で、『進捗状況は順調か』、『施策を実現するための最適な手段や手法が行なわれているか』を教育委員会で分析・評価点検を行い、次頁からの「施策評価シート」を作成しました。

3 評価の項目 ～施策評価～

(1) 基本的な項目

- ① 総合計画上の位置付け
- ② 成果目的、施策の実施期間
- ③ 総合計画策定時の課題（目標設定の背景）
- ④ 現在までの社会情勢・法制度の変化
- ⑤ 主な事務事業の取組み内容
- ⑥ 施策の指標等（年度別成果指標実績値・計画値、事業費）

(2) 分析項目

- ① 成果目的の達成度
- ② 成果目的の達成されている理由、達成されていない理由は
- ③ 事務事業の構成・内容の妥当性
- ④ 事務事業の事業費・事業効果の妥当性、見直しの必要性の理由は
- ⑤ 最善手段の分析（施策の方向性に対する事務事業の取組方針）
- ⑥ 今後発生が予測される課題（法制度・社会情勢の変化）
- ⑦ 施策の方向性（今後の課題への対策や方針）

4 外部評価（指導及び助言）

教育委員会の意思決定や事務事業の取組みが、施策を達成するという視点から客観的にみて適正であったか、また、今後はどのように取り組むべきか、教育委員会が点検及び評価を行った事項について、指導及び助言をお願いしました。

- 施策の進捗状況の評価
- 施策の進捗状況は妥当か
- 施策を構成する事務事業の取組み経過は妥当か
- 財政的制約や人員配置の制約を踏まえた施策や事務事業の優先順位は
- 特に拡充や縮小、終了すべき施策や事務事業の根拠は何か

5 施策の点検及び評価の結果

平成22年度 久御山町教育委員会 施策・事務事業一覧表

総合計画	施策名	施策 成果目的	事務事業名
1 就学前教育	就学前教育の充実	幼稚園・保育所と小学校との接続・連携の強化並びに就学前教育の充実を図るとともに、すべての子どもに就学前教育の機会を等しく提供する。	幼保一体的運営事業
			未就園児保育事業
			幼稚園交流事業
			幼稚園施設整備事業
			保育所施設整備事業
			幼稚園施設維持管理事業
			保育所施設維持管理事業
			幼稚園運営事業
			保育所運営事業
			保育所給食運営事業
2 学校教育	学力の充実・向上	児童、生徒の生き方や進路を主体的に切り開く能力を育成するとともに、心の教育や健康安全教育などの充実を図る。また、学力の状況を的確に把握・分析し、個に応じた指導を充実し就学前から中学校卒業時までを見通した教育を推進する。	児童生徒指導支援事業
			学校図書館運営事業
			教育活動推進計画事業
			特色のある学校づくり実践研究補助事業
			学び推進事業
			教育委員会運営事務
3 学校教育	教育内容の充実	国際社会に生きる人材育成や高度情報化社会に対応した情報活用能力育成など個に応じた教育的ニーズに応えられる教育を推進する。また、就学指導や教育相談機能を充実し、児童生徒一人ひとりが自立し社会参加できる資質づくりや能力を育てる。	国際理解教育推進事業
			学校情報教育環境整備事業
			特別支援教育補助員配置事業
			教育相談事業

4 学校教育	教育施設・環境の整備	安全で安心して学べる教育環境づくりを推進するため、小・中学校施設の整備や学校教育教材備品の充実に努めるとともに、児童生徒の安全を確保するため、交通指導員や安全パトロール員の配置を行う。	学校施設維持管理事業
			学校施設整備事業
			学力向上教材整備事業
			交通指導員・安全パトロール員配置事業
			学校運営補助事業
			学校給食運営事業
			学校保健事務
5 学校教育	学校・家庭・地域が連携した教育の推進	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを通して教育の活性化を図る。	生徒指導地域づくり連絡会支援事業
			学校評議員の設置事業
			クラブ活動ボランティア推進事業
			学校運営協議会事業
6 青少年育成	青少年の健全育成	地域社会に関心を持ち、お互いに交流しながらさまざまな活動に積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に努める。	社会教育団体(青少年育成等)補助事業
			子ども居場所づくり事業
7 社会教育	生涯学習の推進	「生涯学習推進計画」に基づく、生涯学習の推進体制の強化や活動支援、指導者等の育成、学習施設の充実、多彩なプログラムの整備を図り、生涯学習のまちづくりを推進する。	ふれあい交流館運営事業
			生涯学習推進事業
			成人式実施事業
			中央公民館運営事業
			図書館運営事業
			町民文化祭事業
			いきがい大学実施事業
			国民文化祭実施事業
8 スポーツ	スポーツ活動の振興	スポーツ施設の充実や指導者、関係団体等の育成など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努める。	社会体育活動支援事業
			総合体育館運営事業
			町民プール運営事業
			くみやまマラソン大会支援事業
			町民運動会等体育大会事業

9 文化	歴史文化の継承と活用	歴史文化の保存・継承とその活用を図るとともに、芸術・文化にふれ合える機会の充実に努めるなど、文化の香り高いまちづくりを目指す。	文化財保護事業
			歴史文化推進事業
10 人権・平和	人権・平和教育の推進	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。	人権教育推進事業
			平和学習推進事業
11 男女共同参画	男女共同参画社会の実現	「男女共同参画プラン」に基づき、性差意識の改革や男女平等の教育を推進し、女性も参画できる社会環境をつくり、男女がその能力と個性を發揮し、お互いを尊重し合える参画社会の実現を目指す。	男女共同参画社会推進事業
12 子育て支援	子育て支援の充実	未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育ち、保護者が安心して働ける環境や、喜びを感じ、期待を持って楽しく子育てができるまちを目指す。	学校就学援助事業
			学校保護者負担軽減事業
			留守家庭児童育成事業
			幼保保護者負担軽減事業
			幼稚園就園援助事業
			一時保育事業
			病後児保育事業
			家庭教育推進事業

施策名: 1 就学前教育の充実

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり	
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する	
	節	第1節 就学前教育	
成果目的	幼稚園・保育所と小学校との接続・連携の強化並びに就学前教育の充実を図るとともに、すべての子どもに就学前教育の機会を等しく提供する。		
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
総合計画策定時の課題	子どもの生活環境の変化や保護者の子育て環境の変化などにより、子どもの「生きる力」が低下するなど大きな社会問題となっている。この「生きる力」の基礎を育成することを目標とし、幼児期から高校までを見通した一貫した教育を推進する。		
現在までの社会情勢・法制度の変化	子どもや親を取り巻く環境の変化により、子どもの「生きる力」、親の「養育力」の低下、就学前の教育・保育のニーズに対応するため、幼稚園と保育所の両方の役割を果たすことができるよう国では、『認定こども園』制度をスタートしたが普及はあまり進んでいない。このため、国は「幼保一体化」実現のための法案を平成23年度に提出し、平成25年度に幼稚園と保育所の機能を持った「こども園(仮称)」制度を導入する方針である。		
主な事務事業の取組内容	子どもたちの「生きる力」を育み、女性の就業と子育ての両立を支えるため、平成15年度に東角校区から順次、5歳児を対象に幼保一体的運営に取り組み、平成20年4月から町内すべての幼稚園・保育所で実施している。		

2. 施策の指標		単位	H 21	H 22	H 22	H 23	H 24
施策指標名(算定式)			実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
幼保一体化を実施した5歳児の人数(5月1日現在)		人	140	120	122	120	120
幼保一体的運営の対象年齢		年齢	5歳児	5歳児	5歳児	5歳児	5歳児
幼保一体的運営を実施した幼稚園		箇所	3	3	3	3	3

3. 施策の事務事業費		(千円)
平成 21 年度 決算額	655,549	
平成 22 年度 決算額	705,225	
平成 23 年度 予算額	686,273	

4. 施策の評価		前年度(平成 22 年度)評価	評価	説明
成果目的の達成度	<観点>		B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
		平成20年4月の御牧幼稚園で5歳児からの幼保一体的運営を実施するなど、成果目的は概ね達成できた。今後は、就学前教育の国の動向や社会情勢を見据えながら、各項目について検証し、本町の方向性を定めていく。 また、近隣市などで保育所に入所できない待機児童が発生している中、本町においては施設の収容人員や職員体制などを工夫し、全員入所を行い、保育ニーズに込えている。		
事務事業の構成・内容の妥当性	<観点>		B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
		保護者の就労形態や家庭環境に関わらず、就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな進学を目指すため。		

5. 施策の今後の方向性	
今後発生が予測される課題	<観点> 子どもの将来の人数、施設の状況、幼児教育や保育に係る国の動向や社会情勢、老朽化した保育施設のあり方など多数の問題がある。
施策の方向性	<観点> 保護者の就労形態や家庭環境に関わらず、就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな進学を目指すことから、総合施設化も見据えた幼稚園・保育所の運営を検討する。

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 () 』が妥当である
	町内すべての校区において5歳児からの幼保一体的運営が計画的に実施され、保育所・幼稚園から小学校への接続・連携が強化されるなど就学前教育の充実が図られている。また、保育所の入所については、施設や職員体制の創意工夫により全員入所を行うなど保育ニーズに応えている。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 () 』が妥当である
	就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな接続が図られていることから事務事業の構成・内容は妥当である。
その他意見等	保育所・幼稚園の教育・保育内容を統一的なカリキュラムで実施し、小学校へのスムーズな接続を図るとともに、こども園制度など国の動向を見据えながら、施設の整備等について検討を要する。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 幼保一体的運営事業	任意自治	政策	幼稚園と保育所の5歳児を合同で教育・保育を行う。	34,080	34,392	B 全ての校区で5歳児が一体化したことにより、現状を再度検証し、今後の幼保一体化の方向性を定める。
② 未就園児保育事業	任意自治	経常	幼稚園で就園前の幼児に親子で遊ぶ機会を提供する。	481	459	B 月に1～2回園庭開放を継続実施。幼稚園行事などへも交流参加。
③ 幼稚園交流事業	任意自治	経常	3園年長児交流会、子ども音楽会などの園児の交流会を実施する。	400	421	B 3園交流会、音楽会等の継続実施。
④ 幼稚園施設整備事業	義務自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新增改築など)。	5,272	975	C 今後の幼保一体化の方針を踏まえて整備を行うため、安全上等最低限必要なものだけを実施する。
⑤ 保育所施設整備事業	義務自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新增改築など)。	4,001	4,112	C 今後の幼保一体化の方針を踏まえて整備を行うため、安全上等最低限必要なものだけを実施する。
⑥ 幼稚園施設維持管理事業	義務自治	経常	施設の適正な維持管理(修繕・保守点検など)。	7,943	6,706	C 今後の幼保一体化の方針を踏まえて整備を行うため、安全上等最低限必要なものだけを実施する。
⑦ 保育所施設維持管理事業	義務自治	経常	施設の適正な維持管理(修繕・保守点検など)。	14,902	8,933	C 今後の幼保一体化の方針を踏まえて整備を行うため、安全上等最低限必要なものだけを実施する。
⑧ 幼稚園運営事業	義務自治	経常	適正な運営維持(職員などの配置、備品購入など)。	166,384	166,800	B 職員の人事交流と職員配置の適正化を図り、より効率的で効果的な園所運営を図る。
⑨ 保育所運営事業	義務自治	経常	適正な運営維持(職員などの配置、備品購入など)。	414,982	405,793	B 職員の人事交流と職員配置の適正化を図り、より効率的で効果的な園所運営を図る。
⑩ 保育所給食運営事業	義務自治	経常	給食運営経費や給食材料費の支出、献立作成などを行う。	56,780	57,682	B 地場産食材の積極的な利用などにより一層の食育の推進を給食を通じ実施する。
決算額・予算額 計				705,225 0	686,273	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 2 学力の充実・向上

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課				
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する					
	節	第2節 学校教育					
成果目的	中学3年生の希望進路の実現を目指すとともに、自尊心・自律心を持ち、自ら未来を切り開く生徒、生きる力の基となる学力や人権感覚、健康と体力を備えた生徒の育成を目指す。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	心の教育、人間形成の基礎作りが極めて重要であることから平成18年に教育基本法が改正され、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から平成23年に学習指導要領が改訂されることになった。また、同法の改正に伴い、学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正され、教育の再生が図られている。						
主な事務事業の取組内容	小学校における少人数指導のための常勤講師の配置、中学校における少人数学級常勤講師の配置、学校図書館司書の配置、学校図書館図書蔵書数の充実整備、土曜塾の実施、教育活動推進計画の実施など						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)	単位	H 21	H 22	H 22	H 23	H 24	
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	
希望進路達成率(高校進学率)	%	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	
図書標準達成率	%	60.7	57.5	65.8	67.0	73.0	
土曜塾参加生徒数(延べ人数)	人	538	500	481	600	700	
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 21 年度 決算額	32,269						
平成 22 年度 決算額	34,784						
平成 23 年度 予算額	33,532						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	教育活動推進計画事業として実施している幼・保から小学校への進級時の段差解消は効果が現れており、また小・中学校へ常勤講師を配置することより、学校全体が落ち着き、しいは学力向上に結びつくことから効果は大きい。また、土曜塾も定着しつつあると考える。図書標準については年次計画を基に充実を図っているところである。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	児童生徒の学力向上については、長期的に検証する必要があるが、現在の状況では妥当であると考えられる。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、今後10年間を通して目指すべき教育の姿が明らかにされ、取り組むべき施策が総合的・計画的に推進されることになった。今後は、学校だけでなく家庭や地域社会の教育力の向上に取り組まなければならない。					
施策の方向性	<観点>	希望進路の実現のためには、児童生徒の基礎学力の向上は急務であり、学力を保障する取組みの事業強化が必要である。また、生徒指導事象が多様化する中、少人数指導を実施することで生徒が落ち着き、しいは学力向上に結びつくことから指導性と指導支援は今後も必要と考える。					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	中学3年生の希望進路の実現に向けて、幼保一体的な運営など就学前から教育の充実を目指し、小中学校においては、少人数指導や少人数学級の編制などにより学力の充実・向上が図られている。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	近年の希望進路の達成率などを検証する中、徐々にではあるが効果が現れるなど、基礎学力の定着に向けての多岐にわたる事務事業の構成・内容は妥当である。
その他意見等	土曜塾など学力充実のための場合は重要である。創意工夫により、土曜塾の参加者の拡大を図る。進学率など別の角度からの検証も必要と思われる。就学援助者の環境などを分析し、家庭教育の向上につながりたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 児童生徒指導支援事業	任意自治	政策	小学校では小人数指導のための常勤講師、中学校では少人数学級編制のための常勤講師を配置し、学力・充実を図る。	18,896	18,935	B 国及び京都府の制度改正に応じて見直しが必要となるが、当面は現状維持とする。
② 学校図書館運営事業	任意自治	経常	図書館司書が児童への読み聞かせや図書蔵書整理など司書教諭の支援を行う。	7,900	5,528	B 図書館充実のため司書を配置する。
③ 教育活動推進計画事業	任意自治	政策	幼児児童生徒の生きる力の育成、幼保小中一貫の視点に立つ学力充実を目指し、特色のある本町カリキュラムの研究・検証を行う。	1,894	2,575	B 5年次計画の町指定校事業は今年度で終了するが、引き続き後期5年次計画を実施予定である。
④ 特色のある学校づくり実践研究補助事業	任意自治	政策	特色のある教育活動を展開するため、小・中学校において自発的・積極的な教育研究活動に対し、補助する。	752	0	B 久御山学園の取り組みとして、教師力向上のため、教職員研修を実施する。
⑤ 学び推進事業	任意自治	政策	中学生の自主的な学習支援と基礎学力向上のため、アシスタントティーチャーを配置し、概ね月2回「土曜塾」を実施する。	3,004	3,741	C 生徒の参加率を上げるため事業内容について検証しながら継続実施する。
⑥ 教育委員会運営事務	任意自治	経常	学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他教材の取扱い及び教育委員の身分に関する事務を行う。	2,338	2,753	B 現在の事務事業を今後も推進する。
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				34,784 0	33,532	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 3 教育内容の充実

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課				
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する					
	節	第2節 学校教育					
成果目的	国際社会に生きる人材育成や高度情報化社会に対応した情報活用能力育成など個に応じた教育的ニーズに応えられる教育を推進する。また、就学指導や教育相談機能を充実し、児童生徒一人一人が自立し社会参加できる資質づくりや能力を育てる。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	心の教育、人間形成の基礎作りが極めて重要であることから平成18年に教育基本法が改正され、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から平成23年に学習指導要領が改訂されることになった。また、同法の改正に伴い、学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正され、教育の再生が図られている。						
主な事務事業の取組内容	コンピュータ教室の充実、英語指導助手の配置、特別支援教育補助員の配置、教育相談など						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 24 計画値
教育相談件数		件	488	500	575	500	500
外国青年招致授業日数		日	200	200	200	200	200
特別支援教育補助員の配置		名	6	6	6	7	7
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 21 年度 決算額	149,861						
平成 22 年度 決算額	49,531						
平成 23 年度 予算額	59,203						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	A	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	国際理解教育や教育相談事業については他市町と比較しても充実している。特別支援教育についても支援を要する児童生徒に対し、学校生活を円滑に送れるよう丁寧な支援を行っているところであり、いずれの事業も達成されている。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	すべての事務事業において妥当であると考える。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	文部科学省では、平成15年に「今後の特別支援教育のあり方」を発表。基本的方向として障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図った。今後は、ますます課題のある児童生徒が普通学級を希望することが予想されることから、担任だけでは丁寧な支援ができなくなる恐れがある。					
施策の方向性	<観点>	課題のある児童生徒が普通学級を希望することで、支援を要する児童生徒が属する学級に対し補助員を配置し、その児童を支援こととなるため、学校を支援する体制を確立することが必要である。					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	国際理解、情報、特別支援教育や教育相談事業については、当初の目的どおり達成されていると思うが、一層の充実を図るため積極的な推進を行う。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	国際理解教育については、将来的には、英語のほかに中国語やロシア語などを取り入れた学習機会の提供も必要と思われる。
その他意見等	情報教育機器の整備については、計画的に進めるとともに、情報管理の徹底を図る。国際理解教育については将来的には英語のほかに中国語やロシア語などを取り入れた学習機会の提供を検討することも必要である。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 国際理解教育推進事業	任意自治	経常	外国人指導助手による英語指導を取り入れた学習機会を提供し、国際理解教育を推進する。	19,641	23,640	C 近い将来、人材を確保し、直接雇用による事業推進を図っていきたい。
② 学校情報教育環境整備事業	任意自治	経常	情報教育を推進するため、校内LANを整備し、コンピュータ教室に1人1台の利用環境を整える。また、セキュリティポリシーの樹種に向けた職員室の整備を行う。	8,461	11,125	B 小・中学校に設置するパソコン、校内LAN等の保守を行い、ICT環境を整える。
③ 特別支援教育補助員配置事業	任意自治	経常	特別に支援を要する児童生徒に対し、補助員を配置する。	7,307	10,020	C 学校を支援する体制作りを検討する。
④ 教育相談事業	任意自治	経常	中学校及びゆうホールに教育相談員を配置し、教育相談等を行う。	14,122	14,418	C 実施頻度や活動内容については、需要数に応じて今後検討を行う。
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				49,531	59,203	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 4 教育施設・環境の整備

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課			
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり				
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する				
	節	第2節 学校教育				
成果目的	安全で安心して学べる教育環境づくりを推進するため、小・中学校施設の整備や学校教育教材備品の充実に努めるとともに、児童生徒の安全を確保するため、交通指導員や安全パトロール員の配置を行う。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるだけでなく、地震発生時などには地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は重要である。また、児童生徒・教職員が被害者になる事件が多発しており、より安全で安心な学校づくりが求められている。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	上記の課題に対応するため、文部科学省では平成15年に学校施設耐震化推進指針を定めるとともに、平成18年には安全・安心な学校づくり補助金制度を設け、学校施設の整備の推進を図っている。					
主な事務事業の取組内容	学校施設の維持管理、学校施設整備、学力向上のための教材整備、児童生徒の安全確保のための交通指導員・安全パトロール員の配置、教育の充実に図るため各種研究会に対する負担金・補助金の交付、学校給食運営、学校保健					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 24 計画値
耐震化率(小中学校)	%	53.8	57.1	57.1	71.4	92.8
理科備品達成率	%	50.7	50.0	48.9	52.5	54.0
—						
3. 施策の事務事業費 (千円)						
平成 21 年度 決算額	871,997					
平成 22 年度 決算額	651,000					
平成 23 年度 予算額	299,231					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	学校施設整備や施設維持のために必要な委託等については、計画的に実施している。また、学力向上のための教材・理化備品整備についても計画的に整備を行っている。その他事業についても成果目的は概ね達成されていると考える。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	児童生徒の安全確保や質の高い教育を行う環境を整えるためにはこれらの事務事業は必要である。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	学校し施設の地震等災害発生時に対応した施設整備が早急に望まれる。				
	施策の方向性	平成25年度までに耐震補強を実施し、施設の適正な維持管理を行い、児童生徒・教職員等の安全確保を図るとともに、地震等災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから早期に施設の整備を図る。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	安全で安心して学べる教育環境づくりを図るため、計画的に整備が行われているなど、成果目的は概ね達成されていることから妥当である。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	学校施設の耐震化や児童生徒の事件・事故からの安全確保など安全で安心できる教育環境づくりの取り組みがなされており、事務事業の構成・内容は妥当である。
その他意見等	学校施設は児童生徒の生命を預かる場であることと、地域の防災拠点となることから施設の耐震化と併せて防災対策を講じられるよう要望したい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 学校施設維持管理事業	任意自治	経常	学校施設の管理上必要な専門業務を委託し、施設の適正な維持管理を行う。	54,459	56,470	B 計画どおりに実施するが、光熱水費等については節約を徹底する。
② 学校施設整備事業	任意自治	政策	小・中学校施設の改修等を行い、教育環境の整備・充実に努める。	538,951	182,560	B 計画どおりに実施する。
③ 学力向上教材整備事業	任意自治	政策	教材備品や理科備品、学力診断テスト費用	8,917	6,375	B 今後も計画的な整備を行う。
④ 交通指導員・安全パトロール員配置事業	任意自治	政策	児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通指導員・安全パトロール員を配置する。	6,386	6,619	B 安全パトロール員と見守り隊・PTAらとの協力体制を確立する。
⑤ 学校運営補助事業	任意自治	経常	教育の充実に図るため、各種研究会等に対し補助する。	1,580	6,673	B 校庭の芝生化についても補助金を交付する。
⑥ 学校給食運営事業	任意自治	経常	学校給食の適正な運営を維持・継続するため、給食調理員を配置し、施設改修や設備の保守点検及び修理、備品等の購入を行う。	27,791	27,336	B 今後も学校給食の適正な運営を維持するとともに、安心して安全な材料の調達と地産地消に努める。
⑦ 学校保健事務	任意自治	経常	学校医、学校歯科医等を委嘱し、児童生徒及び教職員の健康診断を行う。	12,916	13,198	B 児童生徒及び教職員の学校保健事業は法律で定められているため、今後も適正に実施する必要がある。
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				651,000 0	299,231	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的な事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に実施されている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課			
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり				
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する				
	節	第2節 学校教育				
成果目的	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを通して教育の活性化を図る。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	学校内外において、児童生徒が被害者になる事件が発生しており、また、社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を及ぼしている今日、子どもたちの社会規範意識の醸成を学校のみならず、地域社会全体で育てていこうとする気運が生まれている。					
主な事務事業の取組内容	中学校クラブ活動ボランティア推進事業、生徒指導地域づくり連絡会の運営、学校評議員の設置事業、学校運営協議会の設置事業					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 24 計画値
中学校クラブ活動支援率	%	36	50	43	50	50
学校評議員の設置校(園)	校	5	3	3	3	3
学校運営協議会の設置校	校	—	—	—	2	4
3. 施策の事務事業費 (千円)						
平成 21 年度 決算額	1,024					
平成 22 年度 決算額	1,668					
平成 23 年度 予算額	1,573					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるという気運は高まってきているため、成果目的は概ね達成されている。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	中学校のクラブ活動ボランティア事業については、社会人等に協力いただくことで14クラブ中6クラブに対しクラブ活動の活性化を図ることができたため、成果はあると考える。また、学校評議員制度から学校運営協議会制度へ順次移行していくことで、より一層地域住民の参画が期待できるため今後も推進していきたい。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	学校運営協議会の運営経費が町単費となるため、経費の検証が必要である。				
施策の方向性	<観点>	中学校のクラブ活動ボランティア事業については、社会人等に協力いただくことでクラブ活動の活性化を図ることができるため、今後も引き続き実施したい。また、学校評議員制度から学校運営協議会制度へ順次移行していくことで、より一層地域住民の参画が期待できるため、今後も推進していきたい。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	学校・家庭・地域社会が一体となった地域に根ざした「開かれた」学校づくりに向けて、引き続き積極的に推進を図ること。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	学校運営協議会事業の本格実施に伴い既存事業を発展的に解消されるなど事務事業についても一定整理されている。引き続き、地域に根ざした「開かれた」学校づくりに向けて鋭意取り組んでいただきたい。
その他意見等	地域のコミュニティを活用し、地域に根ざした特色ある「開かれた」学校づくりは大変有意義であるが、構成員の運営面での権限などは明確にしておく必要がある。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 生徒指導地域づくり連絡会支援事業	任意自治	政策	児童生徒が健全にかつ安心して学校や家庭生活を送れるよう学校・地域が情報交換を行い、地域社会の教育力向上に向けて活動を行う。	380	0	F 今後の活動を検討するなかで、平成21年度をもって廃止とする。
② 学校評議員の設置事業	任意自治	政策	開かれた学校づくりを目指して、委嘱された地域の住民が学校運営等に対して助言を行う。	16	18	F 今後は学校運営協議会制度への移行を推進するため、将来的には廃止とする。
③ クラブ活動ボランティア推進事業	任意自治	政策	中学校のクラブ活動を支援するため、社会人等の指導者に協力をいただく。	303	243	B 当面は現内容で実施する。手法やコストについては今後検証し、必要に応じて見直しを行う。
④ 学校運営協議会事業	任意自治	政策	幅広い分野から教育に関する理解及び識見を有する人を委員として委嘱し、学校の教育目標や経営方針、教育課程の編成に関する基本方針について参画いただく。	969	1,312	B 小・中学校では順次本格実施する。
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				1,668 0	1,573	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 6 青少年の健全育成

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課				
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第2章 青少年を健やかに育て、守るための環境をつくる					
	節	第1節 青少年育成					
成果目的	地域社会に関心を持ち、お互いに交流しながらさまざまな活動に積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に努める。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	社会環境の著しい変化など、青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあり、非行や凶悪犯罪の増加、低年齢化などが大きな社会問題となっており、心豊かで健康な青少年の育成を図るには学校、家庭、地域、関係機関が連携することが大切である。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成14年度からゆとり教育の一環として学校週5日制が実施された。24時間営業店舗の増加など社会環境の悪化。						
主な事務事業の取組内容	青少年健全育成協議会補助事業、町PTA連絡協議会補助事業、子ども居場所づくり事業						
2. 施策の指標		単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 24 計画値
施策指標名(算定式)							
青少協宿泊体験活動参加者		人	48	50	47	50	50
子ども居場所づくり事業開催地域		地域	2	3	2	3	3
子ども広場参加者		人	500	500	500	500	500
3. 施策の事務事業費		(千円)					
平成 21 年度 決算額	5,640						
平成 22 年度 決算額	6,537						
平成 23 年度 予算額	7,074						
4. 施策の評価		前年度(平成 22 年度)評価	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	C					
	<観点>	青少年健全育成協議会は、青少年の健全な育成を目的に、地域住民や学校などと連携を図りながら活動をしており、行政を十分補完していると思われるため成果目的は達している。 子ども居場所づくり事業は、地域社会の中で子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進するため、土曜日等における子どもの体験活動・学習活動の場として「まなび教室」を2地域で開催しており、成果目的の達成度は高い。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	青少年健全育成協議会が企画し実施する子ども活動支援事業は定着しており、事業によっては抽選にて参加者を決定するほどの好評を得ている。定員を定め事業を実施するよりも、より多くの子どもの参加してもらえるよう受入体制及びボランティア体制について検討が必要である。子ども居場所づくり事業は平成21年度から田井地域、22年度からは佐山地域で実施。地域との連携によって子ども活動支援に努めている。					
5. 施策の今後の方向性		今後発生が予測される課題	<観点>				
			平成19年に犯罪を犯した少年に対する刑罰を定める「少年法」の改正がされたが、社会環境の著しい変化など、青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあり、今後も非行や凶悪犯罪の増加や低年齢化などが進むと思われる。				
		施策の方向性	<観点>				
			地域が子どもを育てやすい社会環境の整備や非行防止活動を推進し、青少年等がさまざまな活動を通じて協調性や社会性を養うことができるよう青少年の健全育成に取り組む協議会への支援は重要である。また、「子ども居場所づくり事業」を実施する地域の拡大のため、情報提供等に努める。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	地域社会のきずなが希薄化する中、子ども居場所づくり事業は、成果目的に合致し、大変有意義なものであることから、事業開催地域の拡充に向けてより一層の推進を望みます。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	事務事業の構成・内容は妥当であるが、地域に根ざした文化や祭事などを活用して、青少年の積極的な参加を図りたい。
その他意見等	青少年を取り巻く環境が悪化する中、地域の特性を重視し、地域に根ざした文化の発掘や祭事などを活用して、青少年の健全な育成を図り、ふるさと久御山に対する郷土意識の涵養を図っていくこと。地域社会の連帯が希薄化する中、子ども居場所づくり事業は地域の世代間交流の形成の場にもつながり大変有意義である。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 社会教育団体(青少年育成等)補助事業	任意自治	経常	社会教育団体の組織運営に対し、経費の一部を補助する。青少年健全育成協議会運営費補助。町PTA・文化サークル連絡協議会補助。	5,442	5,715	B 今後も各種団体の活動を支援する
② 子ども居場所づくり事業	任意自治	政策	放課後や土日等に公民館等を子どもの安全な活動の場の拠点とし、「まなび教室」を開催する。	1,095	1,359	B 実施箇所(地域)の拡大
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				6,537 0	7,074	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 7 生涯学習の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課				
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり					
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する					
	節	第1節 社会教育					
成果目的	「生涯学習推進計画」に基づく、生涯学習の推進体制の強化や活動支援、指導者等の育成、学習施設の充実、多彩な学習プログラムの整備を図り、生涯学習のまちづくりを推進する。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	人同士が社会において共生、共存する心を養うことやゆとりと生きがいのある人生を送るため、また、ますます高まる住民の学習意欲にこたえるため、推進・連携体制の整備、人材の育成、生涯学習関連施設の充実、学習成果を発表できる機会の確保と充実などが求められている。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	昭和50年中央公民館開館。平成11年ふれあい交流館「ゆうホール」及び図書館を開館。同年(財)久御山町文化スポーツ事業団が設立され、文化スポーツ施設の管理委託と生涯学習事業を実施。平成18年度より指定管理者制度で実施。平成16年「生涯学習推進計画」を策定する。						
主な事務事業の取組内容	ふれあい交流館運営、中央公民館運営、図書館運営、成人式、町民文化祭、いきがい大学						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 24 計画値
成人式参加者数		人	105	150	123	150	150
町民文化祭来場者数		人	4,000	5,000	6,000	0	5,000
いきがい大学参加者数		人	2,507	3,000	2,595	3,000	3,000
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 21 年度 決算額		160,471					
平成 22 年度 決算額		138,400					
平成 23 年度 予算額		150,324					
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	生涯学習の日々の成果の発表の場として毎年「町民文化祭」を開催することなどで、活動支援をしている。指定管理者により生涯学習の場の提供として、年間を通じて多種多様な事業をゆうホール等で実施している。また、指定管理者により生涯学習施設の適正な管理運営が行なわれており、成果目的はおおむね達成されている。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	生涯学習を推進するために、住民の方々のニーズに応えた教室・講座の開設や学習活動の提供の場となる施設の充実に努めている。そして、日々の学習成果の発表の場である「町民文化祭」の開催については、文化祭実行委員会が中心となり住民の方々の協力を得て運営しており、毎年好評を得ている。また、図書館では蔵書計画に基づく計画的蔵書を図っており、利用者サービスの向上及び効率化に努めた。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	本町においても高齢化が進み、長寿社会が到来するであろう今日において、住民の方々の自由な時間に心の充足や自己実現の可能性をいかに生涯学習としていかに支援していくかが問われる。					
施策の方向性	<観点>	人々がさまざまな学習や経験を通じて知識や技能を磨き、生きる力やゆとりある人生をおくることができると考える。そのためにも、住民と行政が連携を図り、誰もが参加できる学習の機会を充実する必要がある。また、学習活動の提供の場となる施設の充実を図ることも重要である。					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 () 』が妥当である
	引き続き、生涯学習の推進体制の強化や活動支援、指導者の育成に努めるなど生涯学習環境の充実に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 () 』が妥当である
	事務事業の構成・内容は妥当であるが、図書館運営事業については、久御山の特色を活かした専門書のコーナーの設置など図書を整備を図られたい。生きがい大学における講演会の工夫(災害や環境、原発問題など今日の課題をテーマとした取り組み)
その他意見等	指定管理者の事業報告から費用対効果などを検証し、地域住民に愛され、親しまれる生涯学習環境の充実に努め、事業の創意工夫に努められたい。 生きがい大学については、時代に即応したアップ・ツー・デートなテーマを選んだ講演会の開催を希望する。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① ふれあい交流館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	29,087	37,445	B 事業の一層の充実と指定管理による管理運営。改修等による施策の充実
② 生涯学習推進事業	任意自治	経常	生涯学習推進計画に基づく、生涯学習の町づくりを進める。推進会議等の開催。	794	416	C 推進計画の進捗確認
③ 成人式実施事業	任意自治	政策	20歳の門出を祝い、記念するため成人の日に式典等を行なう。	2,851	3,187	B 広報等による周知の徹底と新成人による実行委員会の自主的な企画・運営
④ 中央公民館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	25,897	30,178	B 改修等による施設の整備と事業の一層の充実
⑤ 図書館運営事業	任意自治	経常	図書資料の計画的な購入を行ない、蔵書の充実及び利用者の促進を図る。	60,045	58,682	B 蔵書の充実を図り、住民の文化・教養を高める。
⑥ 町民文化祭事業	任意自治	経常	住民手作りの作品展示、諸芸能の発表により、住民相互の親睦を深め、文化の向上を図る。	4,582	0	C 運営方法等の検討
⑦ いきがい大学実施事業	任意自治	政策	生涯学習の機会の提供を行なうため開催する。	6,724	6,671	C 運営方法等の検討
⑧ 国民文化祭実施事業	任意自治	政策	国民の各種文化活動を全国的な規模で発表する場を提供し、新しい文化の創造等に寄与する	8,420	13,745	B 11.5・6に向け、企画委員会等からの意見を反映し、事業成功に向け取り組む。
⑨						
決算額・予算額 計				138,400 0	150,324	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 8 スポーツ活動の振興

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課				
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり					
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する					
	節	第2節 スポーツ					
成果目的	スポーツ施設の充実や指導者、関係団体等の育成など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努める。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	スポーツ・レクリエーションに対する住民のニーズが高まるなかで、各種大会や教室を開催するが、人口減少と少子高齢化により参加人数が減少傾向にある。今後も住民がスポーツに参加できる機会の提供やスポーツ団体の育成、ニュースポーツの普及をより進めることが必要である。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	昭和61年町民プール、平成4年総合体育館を建設。昭和63年9月町体育協会発足。						
主な事務事業の取組内容	体育協会補助事業、スポーツ指導者バンク設置事業、くみやまマラソン大会支援事業、町民運動会等体育大会事業、総合体育館・町民プール運営						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 24 計画値
指導者バンク派遣事業参加者		人	500	600	493	600	600
町民運動会自治会参加数		数	26	30	24	30	30
くみやまマラソン申込者数		人	2,170	2,000	2,565	2,000	2,000
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 21 年度 決算額	93,785						
平成 22 年度 決算額	64,203						
平成 23 年度 予算額	68,684						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	年間を通じて子どもから高齢者まで気軽に楽しめる事業を実施しているが、事業内容によっては参加人数のばらつきがあるものの、住民間で交流・親睦が図られる場の提供ができていていると考えられるため、成果目的はおおむね達成できている。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	以前は各種大会や教室を開催しても、人口減少と少子高齢化により参加人数が減少傾向にあったが、現在は体育指導委員が中心となり活動した結果、参加者が増えてきている。また、ニュースポーツの振興にも力をそそぐなど、体育指導委員の役割は大きい。体育協会や関係機関が協力して開催する「くみやまマラソン」は年々参加者が増加するほど好評を得ているが、その反面、運営費の捻出や受入体制をより強化する必要があるなど問題が明らかとなり、検討する必要がある。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	長寿社会となり、元気に暮らすためには日々の健康づくりが大切となる。そのためにも、ニュースポーツをはじめスポーツの振興が重要となる。					
施策の方向性	<観点>	誰もが気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを進めるため、住民が主体となった地域スポーツの指導者やスポーツ団体の育成を図る。また、地域と学校が連携して、大人と子供の交流の場となるよう地域スポーツの振興を図る必要がある。					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 <input type="text"/> 』が妥当である
	スポーツ指導者、関係団体等の育成などにより、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 <input type="text"/> 』が妥当である
	くみやまマラソンを通じて全国に久御山町を発信され、運営にあたっては、地域住民ボランティアが多数参加されるなど大変有意義である。
その他意見等	少子高齢化が進む中、子どもから高齢者まで世代を超えて気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図られたい。町民運動会の開催地は、一定の場所に固定化することが望ましい。くみやまマラソンの参加者が年々増える中、安全面での配慮が必要である。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 社会体育活動支援事業	任意自治	経常	地域・生涯スポーツの振興を支援する。体育協会運営費補助。体育指導委員会の運営	16,402	22,689	B 機会の提供 グラウンドゴルフ練習場の整備
② 総合体育館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	30,701	29,314	B 生涯スポーツの機会の提供と計画的な改修等による施設の充実
③ 町民プール運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	6,112	4,766	B 夏季のレクリエーションの機会の提供と計画的な改修等による施設の充実
④ くみやまマラソン大会支援事業	任意自治	経常	健康の保持増進を図るとともに、相互の交流を深め、より充実した大会とするため、実施委員会に補助する。	4,680	4,705	B 補助事業の継続とボランティアスタッフや協賛企業の開拓
⑤ 町民運動会等体育大会事業	任意自治	経常	スポーツの振興と交流・親睦の機会を提供するため、各種スポーツ大会を実施する。	6,308	7,210	B 広報等による周知の徹底と体育振興会等との連携強化
⑥			・町民運動会 ・スポーツレクリエーション祭 ・スポーツフェスティバル ・小学生ドッジボール大会 ・出前教室			
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				64,203 0	68,684	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 9 歴史文化の継承と活用

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課			
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり				
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する				
	節	第3節 文化				
成果目的	歴史文化の保存・継承とその活用を図るとともに、芸術・文化にふれ合える機会の充実に努めるなど、文化の香り高いまちづくりを目指す。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	町文化財保護条例により文化財の指定を行ない地域文化財の保護に努める。そして、住民のふるさと意識やふるさとへの愛着を深めていただくための教室を開催するなど、すべての住民がさまざまな芸術文化にふれあえるような文化活動を支援する必要がある。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成5年「久御山町文化財保護条例」策定。					
主な事務事業の取組内容	文化財保護事業・社会教育団体補助事業、郷土学習支援事業(ふるさと教室、ジュニアふるさと教室)					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21	H 22	H 22	H 23	H 24
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
町指定文化財	件	9	9	9	10	10
ふるさと教室参加者	人	111	120	102	120	120
ジュニアふるさと教室参加者	人	16	60	96	60	60
3. 施策の事務事業費		(千円)				
平成 21 年度 決算額	6,425					
平成 22 年度 決算額	20,245					
平成 23 年度 予算額	7,885					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	ふるさと教室やジュニアふるさと教室は生涯学習推進のひとつの事業であり、郷土への関心とふるさとへの愛着を深めていただくため教室を開催し、多くの参加者を得ており成果目的はおおむね達成できている。 また、町の貴重な文化財である出土品の新たな保管場所である保管庫建設を平成22年度に整備したことにより、遺跡出土遺物等の文化財の保存等に一定の目途が立った。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	平成20年度に町指定文化財として認定した「銅鏡」を活用するなどし、芸術・文化にふれ合える機会の充実として教室を開催してはいるが、より多くの幅広い年齢層に参加いただける興味ある教室とするための工夫がより一層必要である。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	有形・無形文化財等の発掘と適正保存の指導。 東一口山田家住宅が所有者から町へ寄贈の申し出があり、平成22年4月に国の登録有形文化財(建造物)に登録された。山田家住宅の保存修理とその活用方法等については、町の文化財保護行政上の大きな課題の一つになっている。				
施策の方向性	<観点>	地域固有の歴史文化を守り育てていくため、それら資源を保存活用するとともに継承するための補修、修理に対する補助金制度の周知が必要である。また、歴史文化の研究活動等を支援することが重要である。 東一口山田家住宅については、財政面だけを重視するのではなく、将来に禍根を残さないよう保存住宅等の運営方法等を視野に入れた方策を文化財保護関係者等と協議・検討する必要がある。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	歴史文化の保存・継承・活用が重要である。歴史文化にふれる機会の充実に一層努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	生涯学習と併せた歴史文化にふれる機会の創出など創意工夫を図られ、町の伝統や文化を継承していく熱意が生み出されることを望む。
その他意見等	町の伝承歴史文化である巨椋池や山田家長屋門(国の登録有形文化財に登録)を活用するとともに、遺跡の展示や図書館に巨椋池に関する専門コーナーなどを設置するなど、住民が歴史文化にふれる機会の充実に努めること。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 文化財保護事業	義務自治	経常	文化財の調査・保護及び活用を行なうことにより、愛護思想の啓発を進める。	17,770	5,316	B 文化財の調査・保護及び活用
② 歴史文化推進事業	任意自治	経常	文化財等の保存活動の社会教育団体の組織運営に対し、経費の一部を補助する。また、住民のふるさと意識やふるさとへの愛着を深めていくための教室等を開催。 ・ふるさと教室 ・ジュニアふるさと教室 ・郷土史会等補助金	2,475	2,569	C 運営補助継続と運営方法等の検討
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				20,245 0	7,885	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同レベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 10 人権・平和教育の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課				
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり					
	章	第2章 すべての人権が尊重されるまちをつくる					
	節	第1節 人権・平和					
成果目的	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成元年「平和都市宣言」及び「人権教育のための国連10年久御山町行動計画」を策定。						
主な事務事業の取組内容	人権啓発研修会、人権・平和学習ライブラリー事業、平和学習(広島派遣)事業、平和ポスター募集事業						
2. 施策の指標		単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 24 計画値
施策指標名(算定式)							
平和学習事業参加者		人	45	70	30	70	70
平和ポスター応募件数		点	132	80	147	80	80
人権啓発研修会開催回数		回	2	1	2	1	1
3. 施策の事務事業費		(千円)					
平成 21 年度 決算額	4,944						
平成 22 年度 決算額	3,223						
平成 23 年度 予算額	3,698						
4. 施策の評価		前年度(平成 22 年度)評価	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B					
	<観点>	児童・生徒を被爆地広島へ派遣する「平和学習事業」を実施することで平和教育を推進することができた。「人権啓発研修会」を前面に押し出し事業を企画しても、自発的な参加者が見込まれにくく、地道に働き続けることや啓発ビデオの貸し出しをおこなうことが大切と思われる。住民意識を高めるには時間が必要である。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	児童・生徒に対して平和教育を推進することを目的に「広島派遣事業」などを実施し、その学習の成果を終戦記念日において発表している。平和への願いが自分の意見としてしっかりと述べられており、この派遣事業がもたらす効果が非常に大きいものであると考えられる。また、人権啓発研修会等の人権関係事業については、町人権対策本部での人権啓発推進計画事業として実施されています。					
5. 施策の今後の方向性		<観点>					
今後発生が予測される課題	平成18年に社会情勢を鑑み策定された「久御山町人権教育・啓発推進計画」に基づく事業の検討が重要である。						
施策の方向性	人権問題の解決に向け、同和問題をはじめとした各種人権問題の正しい理解と認識を深めるための学習機会を拡充し、人権意識の高揚を図る。また、人権教育を効果的に推進するため学校及び関係機関と連携した総合的な取り組みの促進に努める。平和学習については、より学習効果を上げるため申込時の参加基準や受益者負担の検討も必要となっている。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 <input type="text"/> 』が妥当である
	平和理念の啓発や平和教育の推進事業である「小中学生の広島派遣」は、平和意識が醸成される素晴らしい体験事業であり、今後も継続して取り組まれない。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 <input type="text"/> 』が妥当である
	事務事業の構成・内容については、人権・平和を所管する主管課との調整が必要と思われる。また、教育現場での平和教育のあり方などについて検討されたい。
その他意見等	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育を引き続き推進されたい。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 人権教育推進事業	任意自治	経常	人権問題等の差別意識の払拭、人権意識の高揚を目指し、研修会の開催や人権ビデオを図書館に設置する。 ・人権啓発研修会 ・人権学習ライブラリー事業	760	750	C 人権啓発事業の一本化
② 平和学習推進事業	任意自治	政策	「平和都市宣言」の理念を尊重し、小・中学生を被爆地広島へ派遣する。また、平和ビデオを図書館に設置する。 ・広島派遣事業 ・平和ポスター募集事業 ・平和学習ライブラリー事業	2,463	2,948	B 参加基準の検討 受益者負担の検討
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
決算額・予算額 計				3,223 0	3,698	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 11 男女共同参画社会の実現

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課			
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり				
	章	第2章 すべての人権が尊重されるまちをつくる				
	節	第2節 男女共同参画				
成果目的	「男女共同参画プラン」に基づき、性差意識の改革や男女平等の教育を推進し、女性も参画できる社会環境をつくり、男女がその能力と個性を発揮し、お互いを尊重し合える参画社会の実現を目指す。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	女性の地位向上と男女平等の実現に向けての取り組みが社会のさまざまな分野で進められているが、人々の意識のなかには、性別による固定的な役割分担意識や古い社会制度・慣行は根強く残り、女性の人権や多様な生き方を保障するうえでの妨げとなっているため、男女共同参画社会の実現の視点から事業の企画・実施が重要な課題である。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成11年「男女雇用機会均等法」改正。同年「男女共同参画社会基本法」が施行。平成14年「久御山町男女共同参画プラン」策定。その後、平成16年「久御山町男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会実現に向けての取り組んでいく決意を表明。					
主な事務事業の取組内容	男女共同参画推進懇話会、男女共同参画セミナー、男女共同参画フォーラム 男女共同参画推進のための標語募集事業、女性のための相談事業、地域男女共同参画推進事業					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 24 計画値
講座等参加者	人	81	110	80	110	110
推進のための標語募集	句	122	100	167	170	170
女性のための相談件数	件	20	48	10	48	48
3. 施策の事務事業費 (千円)						
平成 21 年度 決算額	4,222					
平成 22 年度 決算額	4,580					
平成 23 年度 予算額	5,119					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	C	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	性差意識の改革、男女平等の教育や女性が参画しやすい社会環境づくりを推進するため、講座などを開催するが参加人数は伸び悩んでおり、達成度は高いとは言えない。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	男女共同参画社会の実現の視点から事業の企画・実施が重要な課題でもあり、男女共同参画推進懇話会委員の協力のもと、関係機関と連携をしつつ事業を推進していくこととする。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	平成21年3月京都府において「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が改訂され、平成20年1月に改正DV法が施行された。本町の男女共同参画プランにおいても「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という内容はあるが、今後さらに充実させていくことが必要である。				
	<観点>	講演会・各種講座を開催し意識改革を推進する。そして、女性の人権の尊重や男女平等の視点に立った社会を構築するためにも、男女共同参画意識の高揚を図る。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	男女がその能力と個性を發揮し、お互いを尊重し合える参画社会が実現しつつあるが、誤った理解や古い社会制度・慣行が妨げとなっていることから、引き続き創意工夫普及啓発に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	人権啓発や人権相談事業と重複する事業も見受けられることから、事務事業の見直しなどで施策の充実を図られたい。
その他意見等	男女がその固有の能力と個性を發揮し、お互いを尊重し合える参画社会が実現しつつあるが、一方では言葉の誤った理解や古い社会制度・慣行が妨げとなって、その実現がはかばかしくない状態にあることから、引き続き創意工夫を重ね普及啓発を実施されたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 男女共同参画社会推進事業	任意自治	政策	男女平等と共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランに基づき各種事業を実施する。	4,580	5,119	C 広報等による周知の徹底
②			・男女共同参画推進懇話会 ・男女共同参画セミナー ・男女共同参画フォーラム ・男女共同参画推進のための標語募集事業			
③			・地域男女参画活動支援事業 ・女性のための相談事業			
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				4,580 0	5,119	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 12 子育て支援の充実

1. 施策の基礎情報	担当課	学校教育課・社会教育課
------------	-----	-------------

総合計画上の位置付け	編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり
	章	第2章 安心して子どもを産み育てることができるまちをつくる
	節	第1節 子育て支援
成果目的	未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育ち、保護者が安心して働ける環境や、喜びを感じ、期待を持って楽しく子育てができるまちを目指す。	
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度	
総合計画策定時の課題	都市化、核家族化、少子化、情報化の進行といった社会状況の変化は、子どもを取り巻く直接的な環境である家庭や親の意識、地域社会にも影響を及ぼし、子育てを他者に依存しようしたり、育児に不安を抱くなど、親、家庭での教育力の低下や近隣の連帯感が薄れ地域の教育力も低下している。	
現在までの社会情勢・法制度の変化	上記のような状況の中、国においては「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」に加え、「少子化対策プラスワン」の策定など子育てを社会・地域全体で支援していく仕組みづくりを進めるとともに、少子化対策として、「次世代育成支援対策推進法」の制定や「児童福祉法」の改正が行われている。	
主な事務事業の取組内容	働きながら子育てができるような支援の充実に努めるとともに、みんなで子育てを支える環境を整えています。具体的には、就労形態に見合った保育サービス(預かり保育、一時保育や仲よし学級など)の運営を行うとともに、小中学校の学校教育における費用の補助や生活支援が必要な者に対し学用品費などの助成を行い保護者負担の軽減を図っている。	

2. 施策の指標

施策指標名(算定式)	単位	H 21	H 22	H 22	H 23	H 24
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
預かり保育(幼稚園)利用者数	人	1,823	2,200	1,467	1,500	1,500
一時保育(保育所)利用者数	人	123	80	144	80	80
仲よし学級(小学校)通級者数	人	166	221	151	221	221

3. 施策の事務事業費 (千円)

平成 21 年度 決算額	88,069
平成 22 年度 決算額	92,770
平成 23 年度 予算額	102,493

4. 施策の評価

成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点> 就労形態に見合った保育サービスの提供や多様な保育ニーズへの対応、また、放課後児童の居場所の確保などに取り組んでいる。とりわけ近隣市などで保育所に入所できない待機児童が発生する中、本町においては施設の収容量や人員体制などを工夫し全員入所を行いニーズに応えているところである。		
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点> すべてのニーズに応えられていないが、裏面の主な事業については、支援体制の充実などにより、保護者から一定理解を得ている。		

5. 施策の今後の方向性

今後発生が予測される課題	<観点> 少子高齢化、急速な景気の低迷などといった社会情勢の変化により、就労形態がますます不安定な状況に推移していくと思われる。このように先行き不透明な中、現在、本町東部地域において就学援助を受ける準要保護世帯が増加傾向にあるが、さらに増えることも懸念されることから、総合的な支援体制が必要にある。
施策の方向性	<観点> 引き続き、働きながら子育てができるような支援の充実に努めるとともに、後期の次世代育成行動計画策定に伴うニーズ調査結果などを十分検討し、より良い施策を講じて、住民全体で子育てを支える環境を整えていく。また、社会情勢や近隣市町の動向を見据え他市町に比べ優れている学校保護者費用の負担軽減事業などの補助金の見直しを検討していく必要がある。

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	保護者が安心して働けるよう就労形態に見合った保育サービスの提供や学校教育における費用を補助するなど保護者負担の軽減が図られている。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	保護者のニーズに応じた保育サービスの提供や保護者負担軽減策など、きめ細かい子育て支援事業が行われている。これらの事業については、今後とも町の独自施策として実施していくうえで、機会あるごとに保護者などへ一層の周知を図りたい。
その他意見等	国の子育て支援策を見据えながら、町独自の保護者負担軽減策の見直しも必要。一定の受益者負担も必要であり、該当者の自助努力や補助金の意味・趣旨を理解いただく中で子育て支援の充実を図りたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 学校就学援助事業	義務自治	経常	生活保護基準の1.3倍未満の世帯に対し、学用品費・校外活動費・学校給食費等の援助を行う。	21,432	25,488	B 国庫補助金及び町の要綱により実施している事業であり、今後も取り組む方針に変更はない。
② 学校保護者負担軽減事業	任意自治	政策	小・中学校の学校教育における費用(学級費・修学旅行費・校外活動費・スポーツ振興センター負担金等)を学校を通じて補助する。	22,477	27,480	C 補助金額及び補助の方法の見直しを検討する必要がある。
③ 留守家庭児童育成事業	義務自治	経常	町立小学校に在籍する児童で、放課後、家庭で保育に欠ける児童を対象に仲よし学級を開設し、児童を受け入れる。	45,439	46,081	B 負担金の見直しを検討
④ 幼保保護者負担軽減事業	任意自治	経常	町立保育所・幼稚園に通う児童の共済掛金の全額補助。幼稚園5歳児の給食費に月額360円(年額3,960円(8月なし))の補助を行う。	425	445	B 共済掛金の補助、給食費補助は、現状のまま継続する。
⑤ 幼稚園就園援助事業	任意自治	経常	幼稚園在籍児の生活保護世帯に保育料の全額を、住民税が非課税の世帯に保育料の一部を減免する。	611	606	B 幼稚園保育料の減免は、現状のまま継続実施する。
⑥ 一時保育事業	任意自治	経常	家庭で保育する親が病気で育児疲れなどの理由で児童を一時的に保育できない状態となった時、一時的な保育を行う。	1,048	706	C 今後の幼保一体化の方向性を見る中で、設置箇所増を検討していく。
⑦ 病後児保育事業	任意自治	経常	保育所に通所中の児童が病気の回復期で集団保育が困難な時、一時的にその児童を預かる事業をきづ川病院において実施する。	280	550	C 申込手続きの簡素化が図れ、今後の利用動向を見守るとともに、啓発に努める。
⑧ 家庭教育推進事業	任意自治	政策	妊娠期や幼児、小中学生を持つ親を対象に子育てを中心とした家庭と子どものあり方について学ぶ。	1,058	1,137	C 里親の参加を促すための実施方法等の検討
⑨						
決算額・予算額 計				92,770 0	102,493	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条約・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

6 学識経験者の知見の活用（外部評価）

(1)点検及び評価を行うにあたって、平成23年10月27日、11月7日及び17日に行政評価委員会を開催し、以下の学識経験者の指導及び助言を受けました。

同志社大学 法学部名誉教授	西 田 毅
元久御山町教育委員会 教育委員	阪 本 孝 司
京都やましる農業協同組合 常務理事	田 井 勇

(2)なお、次年度以降に改善すべき課題として、以下の指導及び助言をいただきました。

今回久御山町教育委員会が作成した教育に関する事務（施策）の点検及び評価報告書について、第三者の立場から検討を加えたところ、平成22年度に実施された業務（事業）の内容やその取り組みの状況については、「学校運営協議会」の立ち上げや「幼保一体的運営」など、今日の時代に即した、先進的な取り組みや町独自の施策の取り組みもみられ、久御山町教育委員会は、多岐多様にわたる施策を積極的に実施していると評価いたします。

しかし他面、住民のふるさと意識やふるさとへの愛着感がまだまだ十分でないことから生涯学習の推進体制の強化や活動支援、指導者の育成などにより、特色ある久御山町独自の文化を創造し、学校教育・社会教育事業を通じた「地域の絆」の強化に努めていく必要があると思います。

つきましては、今後、久御山町におけるより一層充実した教育施策の推進のため、次年度以降の取り組みについて、以下のとおり助言いたします。

教育行政につきましては、今、先行き不透明な社会経済環境に加え、少子高齢化社会が進行する中、生涯学習をどのように進めていくかという問題や地域社会のつながりが希薄化し、家庭・地域における教育力の低下がみられるなどの課題があります。

こういった教育問題に対して、久御山町では、町全体を大学のキャンパスの学習施設として位置づけ、住民、関係団体、行政が一体となって取り組む生涯学習推進計画である「くみやまタウンキャンパスプラン」を策定し、「学び合うまちづくり 高め合う人づくり」をテーマに、久御山町に住む人の知恵、企業の技術、自然や歴史資源、住民活動、行政サービスなど多様な資源を結び住民がお互いに学び合い、その成果を次世代に生かすことを目標にされています。

また、学校教育の方針として、平成23年4月には、「久御山学園」を設置され、幼保小中一貫的教育と地域の力を結集したコミュニティ・スクールを推進するこ

とで、学校・幼稚園・保育所と保護者、地域社会が一体となって「久御山の子」を育てるための組織を設置するなど久御山ならではの教育活動を展開されるとともに、次世代を担う青少年の育成については、地域社会に関心を持ち、互いに交流しながら様々な活動に積極的に参加し、社会規範意識や公共性の意識の醸成を地域社会全体で育てていくことを目標にされています。

社会教育事業につきましては、生涯学習社会の実現や、人権教育の推進、家庭・地域の教育力の向上や文化・スポーツの振興など、社会教育事業を通じた「地域住民の絆の強化の推進」や、京のまなび教室などの事業により「社会総がかりで子どもをはぐくむ」という基本方針のもと実現に向けての取り組みを進められています。

近年の行政手法については、事前の調整に加え、住民に対する説明責任が重要となっており、平成 20 年度からの施策の点検、評価を契機に、これらの計画が所期の目的を達成し、より一層の成果が得られるよう事業の取り組み過程から検証を重ねる必要があると思われまます。

また、長引く景気の低迷による町税の大幅な減収や国庫負担金の削減など、財源の確保が非常に厳しく、歳出面においても社会経済情勢に応じた必要性や将来も見据えた事業の効果などを十分に検討し、住民ニーズが反映される住民福祉の向上や住民の視点に立った事業の観点から点検、評価を行いながら事業を進めていくことが必要であります。

以下、施策については、次のとおり助言いたします。

1 就学前教育の充実

- ・保育所・幼稚園の教育・保育内容を統一的なカリキュラムで実施し、小学校へのスムーズな接続を図るとともに、こども園制度など国の動向を見据えながら、施設の整備等について検討を要する。

2 学力の充実・向上

- ・土曜塾など学力充実のための場は重要である。創意工夫により、土曜塾の参加者の拡大を図る。進学率など別の角度からの検証も必要と思われる。
- ・就学援助者の環境などを分析し、家庭教育の向上につながりたい。

3 教育内容の充実

- ・情報教育機器の整備については、計画的に進めるとともに、情報管理の徹底を図る。
- ・国際理解教育については、将来的には英語のほかに中国語やロシア語などを取り入れた学習機会の提供を検討することも必要である。

- 4 教育施設・環境の整備
 - ・学校施設は児童生徒の生命を預かる場であることと、地域の防災拠点となることから施設の耐震化と併せて防災対策を講じられるよう要望したい。
- 5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進
 - ・地域のコミュニティを活用し、地域に根ざした特色ある「開かれた」学校づくりは大変有意義であるが、構成員の運営面での権限などは明確にしておく必要がある。
- 6 青少年の健全育成
 - ・青少年を取り巻く環境が悪化する中、地域の特性を重視し、地域に根ざした文化の発掘や祭事などを活用して、青少年の健全な育成を図り、ふるさと久御山に対する郷土意識の涵養を図っていくこと。
 - ・地域社会の連帯が希薄化する中、子ども居場所づくり事業は地域の世代間交流の形成の場にもつながり大変有意義である。
- 7 生涯学習の推進
 - ・指定管理者の事業報告から費用対効果などを検証し、地域住民に愛され、親しまれる生涯学習環境の充実に努め、事業の創意工夫に努められたい。
 - ・生きがい大学については、時代に即応したアップ・ツー・デートなテーマを選んだ講演会の開催を希望する。
- 8 スポーツ活動の振興
 - ・少子高齢化が進む中、子どもから高齢者まで世代を超えて気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図られたい。
 - ・町民運動会の開催地は、一定の場所に固定化することが望ましい。
 - ・くみやまマラソンの参加者が年々増える中、安全面での配慮が必要である。
- 9 歴史文化の継承と活用
 - ・町の伝承歴史文化である巨椋池や山田家長屋門（国の登録有形文化財に登録）を活用するとともに、遺跡の展示や図書館に巨椋池に関する専門コーナーなどを設置するなど、住民が歴史文化にふれる機会の充実に努めること。
- 10 人権・平和教育の推進
 - ・人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育を引き続き推進されたい。
- 11 男女共同参画社会の実現
 - ・男女がその固有の能力と個性を発揮し、お互いを尊重し合える参画社会が実現しつつあるが、一方では言葉の誤った理解や古い社会制度・慣行が妨げとなって、その実現がはかばかしくない状態にあることから、引き続き創意工夫を重ね普及啓発を実施されたい。

12 子育て支援の充実

- ・国の子育て支援策を見据えながら、町独自の保護者負担軽減策の見直しも必要。一定の受益者負担も必要であり、該当者の自助努力や補助金の意味・趣旨を理解いただく中で子育て支援の充実を図られたい。

7 資 料

教育委員会

事務局所在地

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地
学校教育課 (075) 631-9974 / (0774) 45-3917
社会教育課 (075) 631-9980 / (0774) 45-3918
F A X (075) 631-6129
E-mail gakkyo@town.kumiyama.lg.jp
shakyo@town.kumiyama.lg.jp

教育委員 (平成 23 年 12 月 1 日現在)

委員長	今村 愛子
職務代理	坂 正 義
委 員	平野 穂奈美
委 員	西 村 裕
教育長	山本 悦三

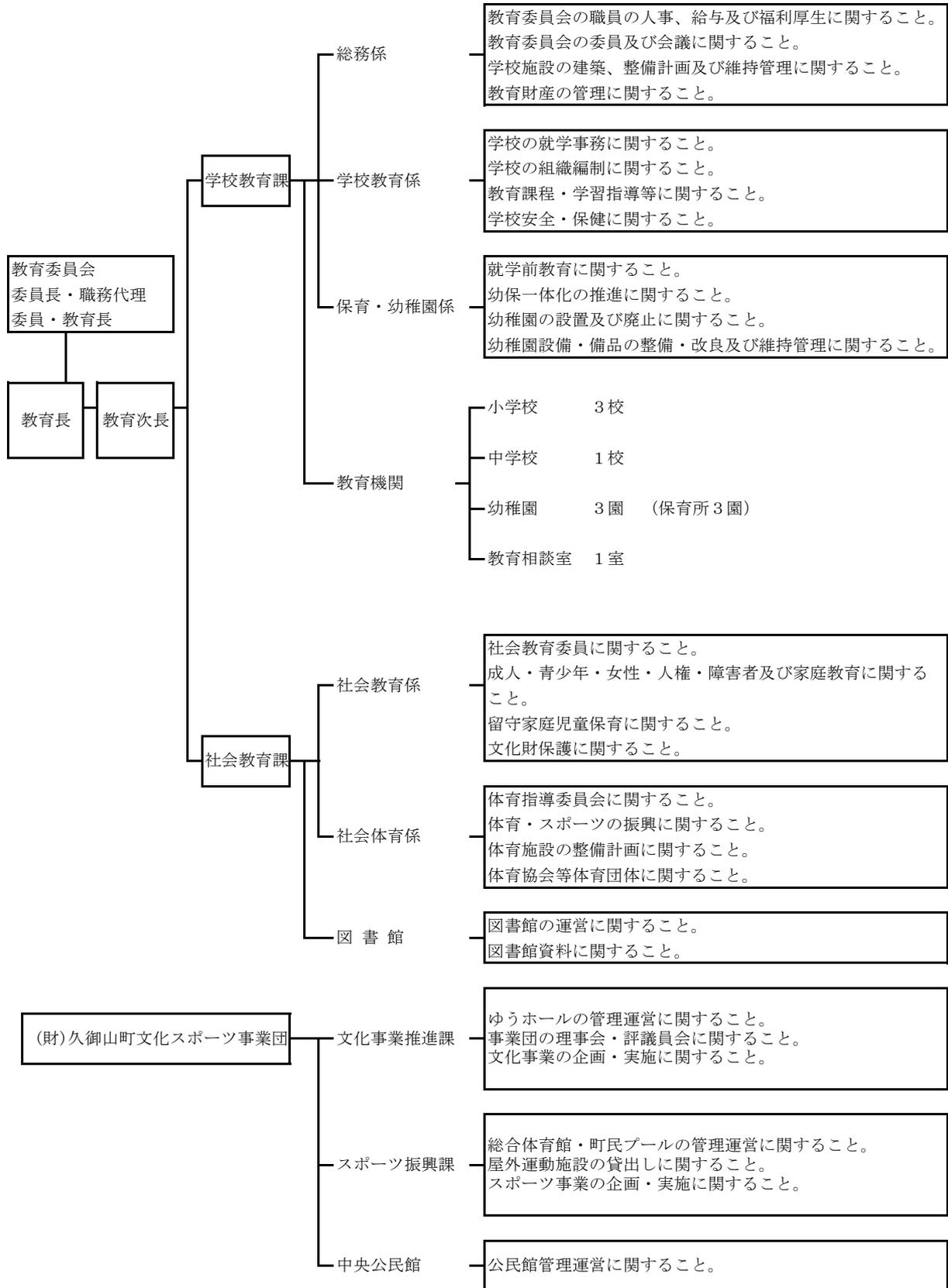
教育委員会の組織及び運営

教育委員会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分に関する事務を行い、また、生涯学習その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理し、執行するために、都道府県や市町村等に設置された合議体の執行機関である。

教育委員会は、通常 5 人の委員で組織され、委員は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有するものの中から議会の同意を得て町長が任命し、任期は 4 年である。この委員の互選により、会議の主宰者であり委員会を代表する委員長を選任し、さらに委員の中から、教育委員会のすべての事務を処理する教育長が、久御山町教育委員会の承認を得て任命される。

この教育委員会の職務権限に属する事務を具体的に処理し執行するための事務機関として、教育委員会に事務局が設置されている。

事務局・教育機関



児童・生徒・園児数

平成23年5月1日現在

小学校

区分	御牧小学校		佐山小学校		東角小学校		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	38	2	56	2	44	2	138	6
2年	30	1	66	2	56	2	151	5
3年	25	1	58	2	68	2	151	5
4年	29	1	61	2	70	3	160	6
5年	40	2	64	2	45	2	149	6
6年	40	2	46	2	80	3	166	7
特別支援	4	2	7	3	5	2	16	7
合計	206	11	358	15	368	16	932	42

中学校

区分	久御山中学校	
	生徒数	学級数
1年	163	5
2年	151	5
3年	146	4
特別支援	8	2
合計	468	16

幼稚園

区分	御牧小学校附属幼稚園		佐山小学校附属幼稚園		東角小学校附属幼稚園		計	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数
3歳児	11	1	28	2	17	1	56	4
4歳児	21	1	25	1	20	1	66	3
5歳児	8	1	19	2	23	2	50	5
合計	40	3	72	5	60	4	172	12

保育所

区分	御牧保育所		佐山保育所		宮ノ後保育所		計	
	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数
0歳児	1	1	3	1	5	1	9	3
1歳児	10	1	17	3	21	3	48	9
2歳児	16	2	20		23		59	
3歳児	22	1	32	1	27	1	81	3
4歳児	21	1	35	1	26	1	82	3
5歳児	20	※	25	※	24	※	69	※
合計	90	6	132	6	126	6	348	18

※保育所5歳児は、幼稚園において合同保育を実施(幼保一体的運営)

仲よし学級

区分	御牧仲よし		佐山仲よし		東角仲よし		計	
	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数
1年	14	1	26	2	14	2	54	5
2年	16		15		21		52	
3年	9		15		13		37	
4年	8		8		10		26	
合計	47	1	64	2	58	2	169	5

①決算額の推移

(平成22年度は決算見込み額 平成23年度は当初予算額)

区分 \ 年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般会計歳出合計 (A) (千円)	7,414,170	6,828,643	7,936,981	6,982,396	7,035,000
上記のうち教育費 (B) (千円)	1,123,971	1,004,824	1,718,279	1,350,240	1,109,693
(B) / (A) (%)	15.16%	14.71%	21.65%	19.34%	15.77%

②人口1人当たりの教育費決算額

区分 \ 年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
教育費決算額 (千円)	1,123,971	1,004,824	1,718,279	1,350,240	1,109,693
人口 [5月1日] (人)	17,146	17,097	17,057	16,843	16,738
1人当たりの教育費 (円)	65,553	58,772	100,737	80,166	66,298

③児童1人当たりの小学校費決算額

区分 \ 年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小学校費決算額 (千円)	327,564	211,316	306,986	210,472	374,831
児童数 [5月1日] (人)	957	953	972	956	932
1人当たりの小学校費 (円)	342,282	221,738	315,829	220,159	402,179

④生徒1人当たりの中学校費決算額

区分 \ 年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
中学校費決算額 (千円)	76,308	150,034	789,063	508,335	64,510
生徒数 [5月1日] (人)	396	430	434	449	458
1人当たりの中学校費 (円)	192,697	348,916	1,818,118	1,132,149	140,852

⑤園児1人当たりの幼稚園費決算額

区分 \ 年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
幼稚園費決算額（千円）	239,795	159,114	155,436	162,932	166,932
園児数〔5月1日〕（人）	209	197	168	171	172
1人当たりの幼稚園費（円）	1,147,344	807,685	925,214	949,345	970,534

⑥人口1人当たりの社会教育費決算額

区分 \ 年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
社会教育費決算額（千円）	282,361	293,536	278,705	285,863	300,112
人口〔5月1日〕（人）	17,146	17,097	17,057	16,843	16,738
1人当たり社会教育費（円）	16,468	17,169	16,340	16,972	17,930

⑦人口1人当たりの保健体育費決算額

区分 \ 年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保健体育費決算額（千円）	58,059	51,027	49,094	50,230	60,366
人口〔5月1日〕（人）	17,146	17,097	17,057	16,843	16,738
1人当たりの保健体育費（円）	3,386	2,985	2,878	2,982	3,607

—参考— 保育所児1人当たりの保育所費決算額

区分 \ 年度	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所費決算額（千円）	434,996	440,689	436,378	459,804	448,212
乳幼児数〔5月1日〕（人）	343	349	365	347	348
1人当たりの保育所費（円）	1,268,210	1,262,719	1,195,556	1,325,083	1,287,965